

## 震災支援制度等ワーキンググループ 提案

### 1 基本的観点

- ① 被災者の多様なニーズを出発点にする。NPO・NGO、協同組合、企業、任意団体などによる被災者のニーズに対応する地域における市民活動の実践例を踏まえた制度や政策を重視する。当事者・市民、専門家等の参加のもとにNPO・NGO、協同組合、企業、任意団体などの中長期的な市民活動が不可欠である。
- ② 市町村自治体が、地域の実情に応じて、既存の制度や政策に新しい機能の付加を行い、複数の制度や政策を統合できる体制を作る。自治体の自由度を拡大し、権限と財源を保証する体制を作る。国の政府、県の政府、市町村の自治体政府の連携を強化する。
- ③ 市町村自治体の政策・制度の実施と、NPO・NGO、協同組合、企業、任意団体などの市民活動との連携の仕組みを作る。
- ④ 少子高齢社会におけるユニバーサル・デザイン、男女共同参画（ジェンダー）、多文化共生の観点

2 『新しい公共』の観点からの被災者支援活動の制度等に関する提案(議論のための提案とりまとめ・たたき台)の「3.『新しい公共』を活用した新しい地域づくり」(1)新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設」に関して

- ① 自治体が、地域の実情に応じて、複数の制度を活用して、ワンストップの地域における「包括的ケア」を支援する「地域生活支援センター」を設置する。仮設住宅、避難所、二次避難所（ホテル・旅館など）、復興住宅、一般住宅をカバーする。
- ② 高齢者、障がい者、乳幼児・こども、無償介護者などの「ケア」、被災者の「健康とこころのケア」、総合的な相談活動、就労支援
- ③ 該当する制度による「支援専門員」、ケースワーカー、専門職などが連携して、総合的なワンストップで実施される「ワンストップ相談・支援センター」の機能を持つ。
- ④ 訪問活動により、地域における被災者のニーズを掘り起こす「アウトリーチ活動」の機能を持つ。
- ⑤ NPO・NGO、協同組合、企業、任意団体などの市民活動との連携のために、「市民活動連携協議会」などを設置し、被災者のニーズ把握や政策形成・政策実施において協力し、「地域生活支援センター」の運営に協力する。
- ⑥ 個別のサービス供給事業に関しては、委託契約を締結する。業務委託契約（労務提供型契約）において、「新しい公共」指標（地域において社会的目的、環境目的で活動するNPO、協同組合、社会的企業、任意団体などを対象）、障がい者の雇用、男女共同参画、環境への配慮、災害支援協定の締結など、総合評価入札制度の導入をする。
- ⑦ 参考  
—関連制度として、厚労省「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置」などがある。この拠点の主な機能は、「総合相談、居宅サービス（訪問介護、相談支援専門員等）の拠点、地域交流サロン」である。  
—(第5回「新しい公共」推進会議 資料7を参照)

「中核地域生活支援センター」の提案(「包括型地域生活支援アウトリーチセンター」  
——「地域生活支援センター」「ケアラー支援センター」)。

「被災者ケアと介護者支援」——「多職種専門家チーム」「ボランティア、市民団体、  
NPO と連携」。